

令和5年度

**第16期第28回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和5年8月22日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年8月22日(火) 午前10時から11時19分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 区画漁業（くろまぐろ・真珠・真珠母貝）に係る三重海区漁場計画の変更のための公聴会の開催について
- 2 議案2 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 3 議案3 ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示について
- 4 その他
 - (1) 令和5年度真珠関係漁場調査の実施について
 - (2) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村那津子

欠席委員

木村妙子 千田良仁 大倉良繁

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 森田和英
主幹兼係長 藤島弘幸
係長 程川和宏
主任 中瀬 優

傍聴者

なし

計 19 名

○小川会長

それでは、ただいまから第 28 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、木村妙子委員、千田委員及び大倉委員が欠席で、出席委員が 12 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として永富委員と秋山委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1「区画漁業（くろまぐろ・真珠・真珠母貝）に係る三重海区漁場計画の変更のための公聴会の開催について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 の 1－1 ページをご覧ください。議案 1 につきましては、令和 5 年 8 月 7 日付け農林水第 24-4137 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

区画漁業であるまぐろ養殖業に係る内容を一部変更するとともに、令和 6 年 3 月 31 日をもって存続期間が満了する区画漁業権（真珠養殖業・真珠母貝養殖業）に係る内容を追加するため、漁業法第 64 条第 8 項で準用する第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

1－17 ページをご覧ください。漁業法第 64 条を抜粋しております。当委員会が海区漁場計画の変更に関して知事に意見を述べようとするときは、同法第 64 条第 8 項で準用する第 5 項の規定に基づき、公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴く必要がありますので、その開催についてお諮りするものです。変更する海区漁場計画の内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

これまで漁業権免許の一斉切替えに向けて、免許内容である三重海区漁場計画の諮問、それからその計画に基づいた申請の審査について、委員の皆さまのお力添えをいただきお礼申し上げます。今回は変更ということですが、漁業法の改正により海区漁場計画は各都道府県で一本となり、各漁場の変更や追加に関しては、海区漁場計画を変更する形で対応することになっています。

今回は 1－1 ページにありますように、区画漁業のくろまぐろ養殖業で一部変更があったことと、令和 6 年 3 月 31 日付けで存続期間が満了します真珠養殖業・真珠母貝養殖業に係る区画漁業権の内容をこの計画に追加する諮問をさせていただきます。

1－2 ページがくろまぐろ養殖業の内容です。2 件の変更がありました。全体ではくろまぐろ養殖業は三重県では 5 件あります。くろまぐろ養殖業についての存続期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで、免許申請予定期間を公示日から 10 月末までと

し、免許予定日は令和6年1月1日です。1-3ページに変更の内容、変更する理由を記しています。免許申請のなかった漁業権の内容を精査し、再度公示するため団体漁業権から個別漁業権への変更をしています。変更した内容については漁業権に関する事項の「関係地区」と「地元地区」と呼び方が変わるのみで、漁場に関わる地区自体に変更はありません。それと漁業権が、「団体漁業権」から「個別漁業権」に変わります。くろまぐろ養殖業の条件に変更はありません。

1-5ページからが今回計画に追加する真珠養殖業で、計画件数は177件です。存続期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、免許申請予定期間は公示日から令和6年1月12日までとして、免許の内容について1月中頃以降に改めて諮問をさせていただき、免許予定日を令和6年4月1日としています。

1-6ページからの一覧表でポイントのみ説明します。鳥羽は仕上漁場が多い地域になっていますが、今回浦村地区で養成漁場の新規要望があり追加になっています。新規漁場はこの3つの他、1-10ページの宿浦、神原地区の区2110です。1-6ページの現漁業権番号区2007は廃止です。変更の理由が抜けており大変申し訳ございませんが貝類漁場に変更するためです。廃止、変更のあった漁場に関しては、藻類漁場や貝類漁場に変更することが多く見受けられます。公示番号区2016に関しても区域を縮小して一部を貝類漁場に変更します。変更の概要欄に何も記していない計画に関しては、変更なしで従来どおりの類似漁業権を計画しています。1-7ページの公示番号区2053も一部を藻類漁場に変更するため、区域を縮小して漁場の有効活用を図ります。1-8ページは変更する漁場はありません。すべて類似漁業権となります。1-9ページの浜島地区の現漁業権番号区2100は全て藻類漁場に変更するため廃止します。他は類似漁業権のままです。1-10ページの宿浦、神原地区の公示番号区2110は新規漁場として先に説明しましたが、避寒漁場を年中使える養成漁場に変更したいとする要望があり、新規で計画しています。漁場自体は以前から真珠養殖に使われてきた漁場で、それ以外の変更はありません。1-11ページの公示番号区2139も区域の縮小をして一部を藻類漁場に変更するため、区域を変更しています。阿曾浦地区の現漁業権番号区2142、区2143、区2149、区2150は行使実態がないため廃止します。1-12ページ、矢口地区の現漁業権番号区2162は養成漁場を母貝漁場に変更するため廃止します。2700番台はすべて避寒漁場ですが、現漁業権番号区2705は養成漁場に変更して周年行使するため廃止の扱いになります。そのほかは類似漁業権です。

1-13ページからが真珠母貝養殖業で、計画件数は78件です。存続期間、免許申請予定期間、免許予定日とも真珠養殖業と同じです。

1-14ページをご覧ください。真珠養殖業でも説明しましたが、浦村地区で新規の要望が3つありました。真珠養殖とあわせて母貝養殖も新規で始めたいとする要望です。波切地区の公示番号区2820は漁港のなかで新規で真珠母貝漁場を作りたいという要望があり計画した新規漁場です。大王船越地区の公示番号区2823は、一部を藻類漁場に変更するための区域の縮小です。その他は類似漁業権でこれまでと変わりません。1-15ページの公示番号区2840は一部を貝類漁場から変更し、区域を拡大します。迫子地区の現漁業権番号区2840は、貝類漁場に変更するため廃止します。塩屋地区の公示番号区2844は一部を貝類漁場に変更するため区域を縮小します。宿浦・神原地区の公示番号区2848は、区域や漁場の広さは変わりませんが、漁場時期と条件を変更します。養成漁場との台数の調整等を

行い、変更前は5月1日から10月31日までの期間しか養殖できませんでしたが周年養殖できるように計画しています。1-16ページの奈屋浦地区の現漁業権番号区2869は漁場の行使実態がなく廃止します。矢口浦の公示番号区2874は、真珠養殖の区2162を廃止して母貝漁場として新規で計画します。尾鷲・大曾根・行野浦地区の公示番号区2875、曾根浦地区の区2877、甫母須野・二木島地区の区2878は新規で母貝養殖を始める計画です。

説明は以上です。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はございませんか。

○秋山委員

条件の海底養殖禁止とは具体的にはどのようなものですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

普通の真珠養殖は筏の上から網などに貝を挟んで垂下します。しかしながら、垂下する数が多く連なると、底について海底を這わすような形になることから、過密養殖を防ぐために海底養殖は禁止していると聞いています。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

垂下養殖は垂下して養殖をしなくてはなりません。海底を這わせると免許の内容と異なることにもなると思います。

○秋山委員

わかりました。

○小川会長

ほかにご意見はございませんか。

別段ご意見がないようですので、それでは公聴会を開催することとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

ありがとうございます。それでは、公聴会の開催を決定いたします。公聴会の日程について、事務局から提案してください。

○事務局（増田主幹）

それでは、公聴会の開催日程についてご提案します。

1-18ページをご覧ください。公聴会に関する規程第5条によりますと、開催期日の1週間前までに三重県公報に登載する必要があります。本日、公聴会の開催を決定していた

だいたところですが、手続きもありますので、公報登載は9月5日（火）となる見込みです。関係者への文書による通知作業もありますので、9月19日（火）、場所は勤労者福祉会館6階講堂での開催をご提案いたします。当日は、午前10時から10時30分まで公聴会をお願いしたいと考えております。

また、後程改めて説明をさせていただきますが、午前10時30分から第29回海区漁業調整委員会の開催もお願いしたいと思います。

提案内容については以上です。

○小川会長

それでは委員の皆さんにお伺いします。今の日程案についていかがでしょうか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

それでは、9月19日（火）午前10時から公聴会を開催することを決定いたします。

続きまして、議案2「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2-1ページにありますように、このことについて、令和5年8月2日付け農林水第24-4135号で三重県知事から協議を受けています。三重県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回はさよりすくい網漁業の取扱いに関する協議です。

内容については水産資源管理課から説明させていただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

2-1ページは今回の協議書です。2-2ページの改正理由書をご覧ください。改正理由は、令和5年10月31日で許可期間が満了となるさよりすくい網漁業を引き続き営もうとするため、取扱方針を一部改正するものです。改正の内容は、許可又は起業の認可を申請すべき期間を設定するものです。

2-3ページが委員会への諮問事項で、申請すべき期間を設定するため、三重県漁業調整規則第12条第3項に基づいてご意見を伺うものとなります。

2-4ページと2-5ページが漁業ごとの許可又は起業の認可に関する取扱方針の【別紙】で、今回の改正は2-5ページの「さよりすくい網漁業の許可又は起業の認可に関する

る取扱い」となります。

2-6 ページの新旧対照表をご覧ください。今回改正する内容は、1 許可の有効期間を現在の令和 2 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日を令和 5 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日としたいと考えています。

この許可期間については、調整規則第 16 条第 1 項で定められている期間である 3 年とします。続いて、2 許可又は起業の認可を申請すべき期間を現在の令和 2 年 9 月 30 日から同年 10 月 14 日までを令和 5 年 9 月 11 日から同年 10 月 10 日までとしたいと考えています。日程的には現在よりも長く、より余裕を持った申請期間にしています。このほかの制限措置や許可の条件に変更はありません。

2-7 ページが取扱いの全文となります。

説明は以上です。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○小川会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

特段意見がないようですので、議案 2 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案 2 については県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、議案 3 「ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 3 をご覧ください。

この指示は、平成 7 年度から続けて発動していますが、継続するかどうかご審議をお願いするものです。

3-1 ページと 3-2 ページをご覧ください。3-1 ページが改正案、3-2 ページが現行の指示です。1 禁止漁具は、浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具、たてなわ漁具の 3 種類です。ただし、浮きはえなわ漁具とたてなわ漁具については、図の線より南の海域を除きます。2 操業禁止期間は、3 月 1 日から 9 月 30 日までです。3 採捕禁止の対象は、600 グラム未満のトラフグです。4 指示の有効期間は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までです。今回の変更箇所は告示番号、告示日、会長名、指示の有効期間です。内容や図について

ての変更はありません。告示番号は「第7号」、告示日は「令和5年9月5日」の予定で、会長名は「小川和久」会長、有効期間は「令和5年10月1日から令和6年9月30日」までの1年間です。

愛知海区も同様の指示を発動している旨は、関係機関に指示発動を通知するにあたり、その通知文でお知らせする予定です。愛知海区の指示の最新版は3-3ページと3-4ページです。

なお、昨年の委員会で報告しましたこの指示のとらふぐの操業禁止期間の変更に係る漁業者からの要望について、当事務局には昨年4月に漁業者から電話をいただいてから連絡はありません。しかしながら、愛知県庁には本年5月に口頭ではありますがふぐはえなわ連合会から正式な要望があった旨、愛知海区の事務局から聞いています。また、昨年の漁業者からの当事務局への連絡では、半月程度操業禁止期間を遅らせるとの説明があり、当海区が別に発動しているとらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示の採捕制限期間との重複が危惧されていましたが、漁業者間で現行から10日遅らせることで調整が進められている模様です。

また、愛知海区の指示の変更は早くても令和6年度になることを聞いています。よって、今回の指示内容に変更はございませんが、漁業者から正式に要望があった際には、改めてご審議をお願いすることになるかと思われまます。

事務局からは以上です。

○小川会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○浅井委員

私も委員会指示が気になりましたので、10日位前にとらふぐ関係の漁業者に現状の確認をしました。その結果、今年は例年通り10月1日から出漁するというものでした。ただし、近年漁のスタート時が暑いことから10日ほど操業期間を伸ばす調整を進めているとの話でした。私からは、操業期間を伸ばす場合でも3月15日まで伸ばすことは、産卵親魚の保護に関する指示もあり、難しい旨の説明はしておきました。

今年は例年通りの出漁をするため、そのままの指示内容でお願いします。

○事務局（林事務局長）

浅井委員から今年はそのままの指示内容で、とお話をいただきましたが、今後の参考に委員の皆様にお教えいただきたいことがございます。この委員会指示は平成7年に初めて発動されてから30年位経過した委員会指示です。初めて発動する際、当時「三重県ふぐ延縄連合協議会」から当委員会に要望書をいただいて、この委員会指示ができた経緯があります。今後、漁業者間の調整が進み、委員会に要望をいただく時に、当時要望書をいただいた協議会がまだ組織されているのか、あるいは違う組織になつてなのかお教えてください。委員会に要望書が新たに届いた際に、三重県ふぐ延縄連合協議会からではなかった場合には、それは三重県内全体の意見を網羅していただいている団体であるのかが危惧されます。当時の三重県ふぐ延縄連合協議会は、伊勢湾口地区ふぐ延縄連絡協議会（安乗漁協の迫間

組合長が代表)、志摩南部地区ふぐ延縄連合組合(和具漁協の山口組合長が代表)、熊野地区ふぐ連合組合(遊木漁協の浜田組合長が代表)、ほか組織化されていない地区も構成員として連合協議会が組織されていた模様です。

当時から30年程経過しておりますので、これら組織の状況について委員の皆さままで情報をお持ちでしたら、お教えいただきたいと思っております。

○小川会長

浅井委員、一番詳しいと思われそうですがいかがですか。

○浅井委員

地元の安乗地区の管理委員には、仮に委員会指示で定められた期間を見直す場合には、三重県中のふぐはえなわを営む人には相談せなあかんよと言ってあります。見直すことについては南部の漁業者にもお声をかけたみたいですが、ただ、南部ではあまり浮きはえなわで働く日数もないし、あまり漁もないみたいです。ある程度の話は漁師間ではしてあるみたいです。委員指示も発動してから30年位経過し、海況も変わってきていると思うので、見直しの話がありましたら、私は反対いたしません。

○田邊委員

志摩南部地区ふぐ延縄連合組合は現在もあります。放流事業も行っていますし、作業時間や漁業日数も調整しています。代表は担当地区が持ち回っています。当時は和具から代表が始まったような覚えがあって、安乗の隣の国府地区位から浜島地区位まで、安乗以外の志摩市の南部地区が協議会の範囲です。

浅井委員がおっしゃられた安乗地区の管理委員の方からは、私に連絡がありました。私的には、口約束ごとではあかんよと話をしました。期間などこれまでの合意事項を変更するのであれば、まず賛成・反対などアンケート的な調査をしても良いのではなかろうか。組織された会があるのであれば、ちゃんとその会のその時の代表者の署名や同意書をいただいて、南部は正式に認めましたというようなものをもらって進めるべきだと思います。志摩からさらに南部の方は濱田委員や濱中委員に相談すれば良いのではと思います。尾鷲や熊野地区にもし会がなければ、その地区の管理委員などに話をまとめてもらって、署名などをもらった方が良いでしょう。

○小川会長

三重県を全部網羅したような新たな組織化を図ることを提案にした方が良いのか、現状のままで推移した方が良いのか事務局としてはどうお考えですか。

○事務局(林事務局長)

禁止期間や作業期間などを変更することについて委員の皆さまにご判断いただく資料を整えるのが事務局の役割です。今後要望書が提出される際、当時要望書をいただいた三重県ふぐ延縄連合協議会からご要望いただけたら良いのですが、異なる団体から要望書が提出された時に、その団体からの要望は県内全体の意見が統一されたものであるのか、委員

の皆さまにご判断していただく資料を作成する必要があります。そのため、現在の組織化の状態についてお伺いをさせていただきました。

○小川会長

ありがとうございました。三重県全体の意見が網羅できるような手続きを海区としてお膳立てをするということでしょうか。

○事務局（林事務局長）

委員会指示の変更をご審議いただくには、1回の審議で結論をいただくのは難しいことではないかと考えています。議案とする前に協議事項として何度か協議を重ねていただく必要があるのではと考えています。要望書の提出があり、明らかに県内全域の意見が網羅されていることが確認できれば良いのですが、確認できない場合には委員会で確認方法を協議していただく必要があります。協議結果により、関係地区へのアンケート調査や場合によっては委員会としての現地ヒアリングなども想定されます。

○小川会長

わかりました。議案で決めるよりもまず協議をするというところから始める、ということですね。

○田邊委員

とらふぐを漁として営んでいる地区の意見を聴かないと、海区委員だけの意見で決めるのは難しいと思います。やっぱり地区の意見を先に聴く必要があると思います。安乗地区がそういうことをやりたいというと、他地区はあまり反対しないと思います。私の地元地区である志摩南部地区もやっぱり安乗の意見は尊重すると思います。ただ、志摩地区の意見は集め易いけども、尾鷲や熊野の漁業者の意見は、私には予想が付きません。そのようなことを考えると、ヒアリングの実施や合意書などの形で了解をもらったことを残しておく必要があると思います。10年も経つと誰がこんなこと決めたんやって言い出してくることが必ずあります。そういうことがないように海区委員会として進めていかないとはいけません。

○藤原職務代理者

前回の委員会の時も、濱田委員からくろまぐろの知事管理漁獲量の定置の変更について、定置の代表者の意見が定置の各会員には行き届いていないと話がありました。これも一緒の問題だと思います。ですから田邊委員がおっしゃいましたように、今回のとらふぐについては、主導権というかイニシアティブを安乗などの協議会が担って、関係する地区の漁業者や、理事、所長などの意向を確認する必要があると思います。今は合併も進み、志摩地区以南は外湾漁協と紀南漁協と熊野漁協ですので、そういう業者間での意思の統一を図りながら、要望や意見を行政へあげて、海区で審議するやり方がベストではないかと思えます。

事務局からは、何十年経つなかで当時のそのような会が存続しているのかどうなのかと

のことでしたが、そこはやっぱり現場の漁業者や漁師しかわからないことだと思います。
私としては田邊委員が提案された進め方がベストだと思います。

○田邊委員

安乗地区で決めたことをみんな同意すると思いますが、その前に操業期間などをこのように改正したいと、思いなどを説明してもらったらいかがでしょう。各地区も皆同調すると思います。

○小川会長

事務局、どうでしょう。

○事務局(林事務局長)

ありがとうございます。私の聞き方としては、当時の組織はまだ存続してますかとお聞きしたのですが、事務局として危惧していましたが、今後出てくる可能性がある要望は職務代理者もおっしゃられたように、代表者の意見だけではなくその団体などを構成する各漁業者まで合意が図られているものであるのかということです。現在の指示は、とらふぐ漁を営む県内の各団体の総意として提出された要望書に基づき審議され発動されました。しかしながら、平成7年に初めて指示が発動された直後に、これまで使用していた漁具が使用禁止になることや使用できない範囲を聞いていなかったとする漁業者からの声が海区委員会に届きました。これらの漁業者の方々も、おそらく要望をいただいたいずれかの団体には属されてはいたのだと思いますが、周知されていませんでした。

結果としてそのような声に対応するため、指示発動後に委員の皆さまがその地区に出向き、発動の経緯などを説明していただいています。

今後、指示内容の改正を審議する必要がある場合には、慎重に関係者の合意を得て進めることが必要ではないかと思いご相談をさせていただきました。

○小川会長

わかりました。そういう事案があったことを初めて聞きました。そういうことであれば尚更まず協議から始めたいということですね。今回の議案についてはどうすれば良いですか。これはそのまま発動しても良いということですか。

○事務局(林事務局長)

はい。まだ正式な要望はなく、検討していただくところまで達していませんので、継続した内容で発動していただければと思います。

○小川会長

現状はそういうことですね。わかりました。今の状況説明について、皆さんご意見がございましたら、ご発言をお願いします。よろしいですか。

それでは今後の問題として記憶しておいていただければありがたいと思います。

それでは議案3については、事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員
(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案3については事務局原案どおり発動することといたします。

続きまして、その他事項1「令和5年度真珠関係漁場調査の実施について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

本日配布しました資料4の4-1ページをご覧ください。

真珠養殖用いかだ登録票貼付状況等調査の実施について、三重県真珠養殖適正化対策協議会から連絡がありました。

4-2ページをご覧ください。9月26日(火) 畔蛸～安乗、浜島、9月27日(水) 鵜方、神明・立神、波切、船越・片田、9月29日(金) 布施田・和具、間崎、越賀・御座で調査を行うとのことです。

当委員会が発動する真珠養殖用いかだへの標識の設置に関する委員会指示に関連する調査ですので、ご都合がございましたらご参加をお願いいたします。

参加いただける委員におかれましては、9月7日(木)までに事務局までお伝えください。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項2「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

次回委員会

9月19日(火) 午前10時30分から 三重県勤労者福祉会館6階 講堂
議題(案)

- ・区画漁業の三重海区漁場計画の変更について

○掛橋委員

議事が終わったなかで、県当局と委員の皆さまがご存じでしたら教えていただきたいことがあります。地元地区の漁業権管理委員会に三倍体のかきを養殖したいと申し出がありました。それに対して知識がありませんので、三倍体のかきに関する知識などがあつたら教えていただきたいのです。よろしくをお願いします。

○小川会長

三倍体については数年前にも海区で話があったと思います。それ以後、この三倍体について発展はなかったように思いますが、県サイトでなにか情報があればご説明いただければありがたいです。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

三倍体については、水産庁から通常のかきと交雑しないような距離を置いて養殖するようガイドラインが出ており、県内で三倍体を養殖してるところもあります。その地区の取り組みを参考にすることができると思います。

この件に関する技術的な相談などは水産振興課の養殖振興班が担当しております。必要であれば水産振興課から説明をさせていただきます。

○小川会長

県内の養殖地区はご存じですか。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

的矢湾です。

○古丸委員

まがき三倍体については、以前は生態系に与える影響が懸念されるとして、水産庁のなかに委員会が設置され、私もその委員を務めていました。三倍体の養殖を行いたいとする漁業者から、水産庁に対して計画書や要望書が出され、水産庁から特別に養殖が認められましたが、定期的な報告が求められていた時代がありました。それが昨年だと思いますが、水産庁は三倍体の養殖を禁止するだけの法的根拠がないと言い始め、私としては抵抗しましたが、結果的に水産庁は三倍体を養殖しても天然に与える影響はほとんどないとする立場にたっています。ですから三倍体を養殖するにあたっては、すでにそれを規制するものはなくなっている状況にあります。

県内の三倍体に関しては、小浜で計画があったような気がします。あとの的矢や英虞湾の一部で新しい垂下養殖ですでに始められていると聞いています。

○小川会長

古丸先生にお聞きしたいのですが、水産庁の意見について異議ありと発言された趣旨は、三倍体についての心配があるからということでしょうか。

○古丸委員

海域によって状況が違います。例えば広島と的矢では状況が違っていて、的矢の場合は宮城から、あるいは三重県の種も入れてるようですが、絶えず種を入れている状況があります。広島は種を天然採捕で付けています。そのような事情がありますので、特に広島はより慎重であるという背景があります。的矢や英虞湾は大概外から種を入れて養殖していますので、天然採苗についてほとんど懸念はなかりょうと思います。全国的に言えば広島で

三倍体ばかりになると、二倍体が獲れなくなる懸念を示したということです。

○小川会長

ありがとうございました。よくわかりました。

○掛橋委員

養殖振興班の担当は誰ですか。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

班長は水野です。担当が永田になります。

○掛橋委員

参考になりました。ありがとう。

○古丸委員

漁業者さんが三倍体養殖を始めたいとすることを規制する理由はどこにもありません。三重県がどういう立場を取られているのかは、僕にはわかりません。

○藤原職務代理者

現在、鳥羽磯部漁協では古丸委員が言われた的矢湾と浜島の2か所です。一番の問題点は種苗が特殊で扱う業者も限られ、その貝をかなり高値で買わないといけないことです。メリットは、卵を持たないので年中通して供給できる点です。的矢湾ではここ数年ずっとへい死率が高かったため、皆も三倍体にシフトしたいのですが、なかなか種苗の確保が難しい状況にあります。私も広島へ視察に行きました。広島はかなりの先進地で県自体がある程度認めていました。しかし、森田班長が言われたように、三倍体と二倍体の筏を別けて管理をする指導がなされていましたが、視察時には厳格には行われていませんでした。広島県では三倍体を県の種苗センターで生産しており、県外への種苗供給は一切行っていません。三倍体のかきは値段が非常によく、ブランド化もされており広島の年内出荷のかきは倍以上の価格がありました。

そのような状況もあり、漁業者は三倍体養殖にシフトせざるを得ない状況になっていくのではと思います。

○永富委員

最近、藤原職務代理者との的矢で試食をさせていただいた。かきのえぐみがなく、非常にうまい。種苗を買う必要があり、それが高い。だれどかきの価格は高く倍以上する。

○田邊委員

一年中食べられるのですか。

○永富委員
そうです。

○小川会長
確認をしたいのですが、三倍体を養殖することによっての弊害は現状ないということですね。

○古丸委員
ないことはない。少なくとも三重県においては、三倍体が出した精子や卵がいたずらする可能性は非常に低いと考えて良いと思います。先ほど非常においしいとの話がありましたが、三倍体は精子や卵をある程度持ちます。

○永富委員
持たないと聞いたが持つのですか。

○古丸委員
持ちます。持ちにくいというのが正しいのです。今は水温が高かったりするので、結構卵や精子を持っていると感じます。

確かに良いかきができます。養殖をしたい人が見たら絶対自分も三倍体を養殖したくなると思います。そこで一斉に養殖が始まった場合、真珠養殖業者との間でつまらない争いが始まってはいけないので、その辺は十分な理解が必要ではないのかと思います。あるいは、ちゃんと条件を付けて免許をすることなどが必要となるのではないのでしょうか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）
貝類養殖の免許を取得していただき、行使規則の整備も必要です。

○古丸委員
違反した養殖がいけないのは原則です。

○掛橋委員
古丸先生、水産庁が法的根拠はないというのは、どのような理由からですか。実際にその精子や卵子とかによって、他の貝に影響を及ぼすという明らかな証拠がないということですか。

○古丸委員
エビデンスがないという言い方をしていました。

○掛橋委員
養殖を認めるか認めないは、地区の漁業権管理委員会で決定することができるという解釈をしてよろしいわけですか。

○古丸委員

水産庁は法的根拠がないと言っていますので、養殖を縛ることが出来るかどうかの見解は分かります。ただし、地元で混乱が生じないように、なんらかのルールを作って、そのルールの中で養殖をしていただく必要はあるかもしれません。

○永富委員

法的根拠がないということですか。水産庁が規制していないのに、養殖をしたいと申し出た漁業者にやめておけとはなかなか言えない。話し合いが必要となりますね。やめておけと言っても水産庁が良いと言っているのにどうして反対するのですかとなってくるのではないのでしょうか。

○古丸委員

結局そういうことになると思います。

○浅井委員

真珠養殖漁場の近くの貝類養殖漁場では、免許の条件でかき類を禁止している漁場もあります。

また、真珠養殖業の免許を貝類養殖業に変更した時に、そのようなかきは大丈夫なんではないでしょうか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

今回の免許のなかでも、真珠漁場から貝類漁場に変更される漁場もあります。そのような漁場では真珠養殖をやめて、貝類養殖を始めることとなりますが、そのあたりに関しては、真珠養殖業者などにしっかり同意をいただけてくるように指導をしており、漁協の管理のもと適正に行使いただけるものと思っています。

○掛橋委員

時間をいただきありがとうございました。

○事務局（林事務局長）

水産資源管理課から委員の皆さまにご報告をさせていただきたいことがあり、少しだけお時間をいただきたいと思います。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

三重県漁業調整規則の改正について、8月15日付けで農林水産大臣の認可がおりましたので、公示に向けて作業を進めさせていただいています。うなぎ稚魚漁業についての取扱いについては、7月5日付けで県内の関係者に対して説明会を行い、現在それに対するの意見をお受けしているところです。今後の委員会でのあたりのルールについて、ご審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小川会長

ありがとうございました。これを持ちまして委員会を閉会いたします。
皆さまお気を付けてお帰りください。